

東京都デジタルマッピングデータ取得要領

平成29年2月

<< 目次 >>

1.	境界	-----	1
2.	道路等	-----	2
3.	鉄道等	-----	3
4.	建物及び付属物	-----	4
5.	建物記号	-----	5
6.	小物体	-----	6
7.	水部	-----	8
8.	構囲等	-----	9
9.	場地	-----	10
10.	植生	-----	11
11.	地形	-----	12
12.	基準点等	-----	13
13.	注記	-----	14

1.境界

注)図形分類の網掛けの項目は、国土交通省公共測量作業規程の「デジタルマッピング取得分類基準表」にないもの、異なるもの。

図形分類	名 称	データ取得基準	適 用
11 01	都県界	境界の位置を取得する (原則として境界の真位置と一致させるが 図面上で転位及び間断が必要な部分は、転 位及び間断後の位置とする) 所属を示す必要がある場合に、それぞれの 所属が読図できる程度に表示	
11 03	郡市・東京都の区界		
11 04	町村界		
11 06	大字・町(丁)界		
11 10	所属界		

2.道路等

注) 図形分類の網掛けの項目は、国土交通省公共測量作業規程の「デジタルマッピング取得分類基準表」にないもの、異なるもの。

図形分類	名 称	データ取得基準	適 用
21 01	真幅道路(街区線)	道路縁線を取得(道路の終端は、原則として閉じない。)	重複部分(へい・さく等と接する部分、及び高架下等)は、陰線処理する。
21 03	徒歩道	中心線を取得	幅員1.0m未満のもの
21 06	庭園路等	縁線を取得	幅員1.0m以上を取得
21 09	建設中の道路	道路縁線を取得(道路の終端は、原則として閉じない。)	重複部分(へい・さく等と接する部分、及び高架下等)は、陰線処理する。
21 10	高速道路	縁線を取得(道路の終端は原則として閉じない。)	重複部分(高架下等)及びトンネル内の道路は陰線処理する
22 03	道路橋(高架部)	縁線を取得(この部分は道路データを間断する。)	延長2.5m以上のものを取得する 高架部(道路)も含む
22 05	徒橋	中心線を取得	幅1.0m未満のもの
22 11	横断歩道橋	外周を取得(始終点座標一致)	幅1.0m未満の場合は、1.0mとして取得する 幅3m未満の場合は、下部道路は陰線化しない。
22 13	歩道	車道との界線を取得	歩道幅員1.5m以上かつマウンドアップされているものを取得し、高架下は間断する。
22 14	石段	縁線を取得	道路と石段が接続する場合は、重複される。
22 15	地下街・地下鉄等出入口	外周を取得(始終点座標一致)	
22 19	道路のトンネル	坑口部分の外周を取得(始終点座標一致) 極小は中央位置の点と方向を取得	トンネル内の道路は陰線処理する
22 26	分離帯など	図上0.4mm以上は外周を取得 0.4mm未満は中心線を取得	陰線処理は行わず、間断して取得
22 28	道路の雪覆い等	外周を取得(始終点座標を一致させる) データは重複しても取得	下部の道路は陰線データとして取得 歩道のみにかかるようなアーケードは取得しない
22 38	並木	樹木の位置の点情報を取得	樹木の間隔が図上3.0m未満の場合は適宜省略することができる 道路にはかからないように取得する 歩道として認められない部分は取得しない

3.鉄道等

注)図形分類の網掛けの項目は、国土交通省公共測量作業規程の「デジタルマッピング取得分類基準表」にないもの、異なるもの。

図形分類	名 称	データ取得基準	適 用
23 01	普通鉄道	中心線を取得	鉄道は、トンネル内(トンネルと同様な高架下の鉄道を含む)では、データを取得しない
23 03	路面の鉄道		
23 04	モノレール		
23 05	特殊鉄道(新交通)		
23 06	索道		
23 09	建設中の鉄道	外周を取得	工事区間の中央部または端末に(建設中)の説明注記を添える
24 01	鉄道橋	縁線を取得 下部の鉄道は、陰線処理する。	立体交差部の高架部も鉄道橋として扱う
24 11	跨線橋	外周を取得(始終点座標一致)	
24 19	鉄道のトンネル	坑口部分の外周を取得 (始終点座標一致)	
24 21	停留所	外周を取得する(始終点座標一致)	プラットフォームの上屋がある所は(3003)無壁舎のみを取得 安全島がない場合は想定される範囲を取得
24 24	プラットフォーム	外周を取得(始終点座標一致)	プラットフォームの上屋がある所は(3003)無壁舎のみを取得。
24 26	モノレール橋脚	橋脚の外周を取得(始終点座標一致)	
24 28	鉄道の雪覆い等	外周を取得(始終点座標一致)	幅3.75m未満のものは3.75mとして取得する 下部の鉄道は陰線処理する

4.建物及び付属物

注)図形分類の網掛けの項目は、国土交通省公共測量作業規程の「デジタルマッピング取得分類基準表」にないもの、異なるもの。

図形分類	名 称	データ取得基準	適 用
30 01	普通建物	外周を取得(始終点座標一致)	
30 02	堅ろう建物		3階以上のもの(木造を除く)
30 03	無壁舎		
30 04	堅ろう無壁舎		地上3階以上又は3階相当以上の高さのもの
34 01	門	門柱の外周を取得(始終点座標一致)	
34 02	屋門	建物の中の道路縁線を取得	
34 04	プール	プールの水際を取得	Wは記号を(3404)で取得

5.建物記号

注) 図形分類の網掛けの項目は、国土交通省公共測量作業規程の「デジタルマッピング取得分類基準表」にないもの、異なるもの。

図形分類	名 称	データ取得基準	適 用
35 03	官公署	記号 の表示位置の点情報を取得 (ただし、平面図形は記号の下中央部、測 面図形は記号の下中央部)	公共施設に関しては原則として注記表示とする。
35 04	裁判所		
35 05	検察庁		
35 07	税務署		
35 09	郵便局		
35 10	森林管理署		
35 15	交番・駐在所		
35 16	消防署		
35 17	職業安定所		
35 19	市・特別区・町・村・指定 都市の区の役場支所及び 出張所		
35 21	神社		
35 22	寺院		
35 23	キリスト教会		
35 24	学校		
35 25	幼稚園・保育園		
35 26	公会堂・公民館		
35 28	図書館		
35 29	美術館		
35 30	老人ホーム		
35 31	保健所		
35 32	病院		
35 34	銀行		
35 36	協同組合		
35 38	市場		
35 39	デパート・スーパーマー ケット		
35 45	倉庫		
35 46	火薬庫		
35 48	工場		
35 49	発電所		
35 50	変電所		
35 56	揚排水ポンプ場		
35 60	ガソリンスタンド		
35 70	映画館		主用途が映画館のものを表示

6.小物体 (1)

注) 図形分類の網掛けの項目は、国土交通省公共測量作業規程の「デジタルマッピング取得分類基準表」にないもの、異なるもの。

図形分類	名 称	データ取得基準	適 用
42 01	墓碑	記号の表示位置の点情報を取得 (ただし平面図形は記号の中心側面図形は記号の下中央部)	短辺が図上2.0mm以上の台石を有するものは、その外周を被覆等で取得する。
42 02	記念碑		
42 03	立像		
42 05	灯ろう	記号の表示位置の点情報を取得 基部の中心と記号の中心とを一致させて表示	灯ろうが連続して存在する場合は、適宜省略して表示することができる。
42 04	路傍祠	記号の表示位置の点情報を取得	
42 07	鳥居	脚間を中心線で取得 極小は中央位置の点と方向を取得	
42 19	坑口	外周を取得(始終点座標一致) 極小は中央位置の点と方向を取得	
42 20	独立樹(やし科)	記号の表示位置の点情報を取得 (ただし、平面図形は記号の中心、側面図形は記号の下中央部)	
42 21	独立樹(広葉樹)		
42 22	独立樹(針葉樹)		
42 25	油井・ガス井		
42 28	起重機	記号の表示位置の点情報を取得	移動範囲の中央に 記号を表示し、その範囲が図上おおむね2.0cm以上 のものは、移動範囲に区域界(図式分類コード6201)の記号を適用する。
42 31	タンク	形状に応じて円・線で表示 円の場合は円周上の3点を取得 極小は、中央位置を点で取得	
42 32	給水塔	外周を線で表示し、駐印に記号を表示(始終点座標一致)	基部の大きさが図上3.0mm以上のものは基部の外周を高塔(4235)で取得する
42 33	火の見		
42 34	煙突	基部の外周を円・線で取得し、記号表示位置を点取得(始終点座標一致)	基部の大きさが図上1.2mm以上のものは基部の外周を取得する
42 35	高塔	基部の外周を取得(始終点座標一致) 極小は、中央位置を点情報で取得	
42 36	電波塔	基部の外周を取得(始終点座標一致) 記号位置を点情報で取得	基部の大きさが図上1.2mm以上のものは基部の外周を高塔(4235)で取得する
42 39	風車	記号表示位置を点情報で取得	発電を目的に構築されたものを取得 基部の大きさが図上2.0mm以上のものは、基部の正射影に高塔(図式分類コード42-35)の記号を適用し、その中央に風車の記号を表示する。
42 41	灯台	基部の外周(始終点座標一致)を線情報で、記号表示位置を点情報で取得 極小は、中央位置を点情報で取得	基部の大きさが図上3.0mm以上のものは基部の外周を取得する 航空用の灯台の場合は記号(空)を(4242)で横にそえる
42 42	航空灯台	記号の表示位置を点で取得	
42 43	灯標		

6.小物体 (2)

注) 図形分類の網掛けの項目は、国土交通省公共測量作業規程の「デジタルマッピング取得分類基準表」にないもの、異なるもの。

図形分類	名 称	データ取得基準	適 用
42 51	水位観測所	記号の表示位置を点で取得	
42 61	輸送管(地上)	外周を取得(始終点座標一致)	幅1.0m未満は1.0mとして取得 大規模なものには記号を配置する
42 62	輸送管(空間)		
42 63	輸送管(水)	記号の表示位置を点で取得	
42 64	輸送管(油)		
42 65	送電線	中心線を取得	鉄塔の中心で結線させる 線は間断しない

7.水部

注) 図形分類の網掛けの項目は、国土交通省公共測量作業規程の「デジタルマッピング取得分類基準表」にないもの、異なるもの。

図形分類	名 称	データ取得基準	適 用
51 01	水涯線 (河川) (海岸線) (湖・池)	界線を取得	重複又は交差する場合は陰線処理する。 Wは記号を(5101)で取得
51 02	細流(一条河川)	中心線を取得	
51 03	かれ川	流水部の想定線を取得	
51 05	湖池	界線を取得	Wは記号を(5105)で取得
52 02	栈橋 (鉄・コンクリート)	海側を右に外周を取得	
52 03	栈橋 (木製・浮栈橋)	外周を取得	
52 11	防波堤	被覆と同様	
52 21	渡船発着場	表示位置の点と方向を取得	
52 25	ダム	被覆と同様	
52 26	滝	上流部を左に見る形で中心線を取得	データ取得に方向性あり
52 27	せき		
52 28	水門	両側の構造物は外周を取得(始終点座標を一致させる) 仕切り部は中心線を取得 極小は中央位置の点と方向を 取得	
52 31	不透過水制	被覆と同様	
52 32	透過水制	外周を取得(始終点座標一致)	
52 33	水性水面下		
52 39	敷石斜坂		
52 41	流水方向	表示位置の点と方向を取得	
52 42	汐入川		

8.構造物等

注)図形分類の網掛けの項目は、国土交通省公共測量作業規程の「デジタルマッピング取得分類基準表」にないもの、異なるもの。

図形分類	名 称	データ取得基準	適 用
61 01	人工斜面	上端部と下端部を取得 上端部は低い方を右に、下端線は高い方を右に見る形で取得	データ取得方向性あり
61 02	土堤等	頂部の中心線を取得	
61 10	被覆	被覆(大)は上端線と下端線 を取得 上端線は低い方を右に、下端線は高い方を右に見る形で取得、被覆(小)は頂部のみの線を上端線として取得	データ取得方向性あり
61 30	さく等	中心線を取得	
61 40	へい	内側を右に見る形で、中心線を取得	データ取得方向性あり

9. 場地

注) 図形分類の網掛けの項目は、国土交通省公共測量作業規程の「デジタルマッピング取得分類基準表」にないもの、異なるもの。

図形分類	名 称	データ取得基準	適 用
62	墓地	墓碑(4201)で取得	区域を地物縁又は植生界により外周縁を表示 その中心に墓碑記号を表示する。
62 01	区域界	界線を取得	
62 05	公園	記号表示位置を点で取得	面積がおおむね図上1cm ² 以上のものを表示
62 12	駐車場		
62 14	園庭		
62 16	材料置場		
62 17	太陽光発電設備		
62 21	噴火口・噴気口		長辺で図上1cm以上のものを表示する。 外周は区域界の記号を適用する。
62 22	温泉・鉱泉		
62 25	城・城跡		
62 31	採石場		
62 33	採鉱地		
62 40	テニスコート		
62 41	グラウンド		

10.植生

注) 図形分類の網掛けの項目は、国土交通省公共測量作業規程の「デジタルマッピング取得分類基準表」にないもの、異なるもの。

図形分類	名 称	データ取得基準	適 用
63 01	植生界	界線を取得	
63 02	耕地界	中心線を取得	
63 11	田	記号表示位置を点で取得	
63 13	畑		
63 14	さとうきび畑		
63 15	パイナップル畑		
63 17	桑畑		
63 18	茶畑		
63 19	果実園		
63 21	その他の樹木畑		
63 23	芝地		
63 31	広葉樹林		
63 32	針葉樹林		
63 33	竹林		
63 34	荒地		
63 35	はい松地		
63 36	しの地(笹地)		
63 37	やし科樹林		
63 38	湿地		
63 40	砂れき地		

11.地形

注)図形分類の網掛けの項目は、国土交通省公共測量作業規程の「デジタルマッピング取得分類基準表」にないもの、異なるもの。

図形分類	名 称	データ取得基準	適 用
71 01	等高線(計曲線)	等値線を取得(標高値は属性値)	被覆、人工斜面、変形地等との重複取得はしない 他の物と重複する場合は間断フラグを付与 凹地はデータ取得に方向性がある。
71 02	等高線(主曲線)		
71 03	等高線(補助曲線)		
71 05	凹地(計曲線)	凹地(大)は低い方を右に見る形で等値線取得 凹地(小)は等値線と矢印(高い方から低い方へ)を線で取得	
71 06	凹地(主曲線)		
71 07	凹地(補助曲線)		
71 99	凹地(矢印)	記号表示位置の点と向きを取得	
72 01	土がけ	上端線と下端線を取得する 上端線は低い方を右に、下端線は高い方を右に取得	データ取得に方向性がある他のデータ(道路、水涯線)と重複する場合でも取得する
72 02	雨裂	雨裂は、高い方から低い方に向かって中心線を取得	データ取得に方向性がある
72 06	洞口	記号表示位置の点と向きを示す方向を取得	
72 11	岩がけ	上端線と下端線を取得する 上端線は低い方を右に、下端線は高い方を右に取得	データ取得に方向性がある
72 12	露岩	高度の高い方を右に見る形で界線を取得	
72 13	散岩	射影の外周を取得 極小は記号表示位置の点を取得	
72 14	さんご礁	高度の高い方を右に見る形で界線を取得	空中写真上で判読できる程度のものについて その外周を取得

12.基準点等

注)図形分類の網掛けの項目は、国土交通省公共測量作業規程の「デジタルマッピング取得分類基準表」にないもの、異なるもの。

図形分類	名 称	データ取得基準	適 用
73 01	国家三角点	基準点記号又は指示点表示位置を取得	標高値は属性値として持ち電子基準点の標高値は、電子基準点付属標の標高とする (cm)
73 02	国家水準点		
73 03	多角点及び標石を有する 図根点等		
73 04	東京都公共基準点		
73 05	東京都公共水準点		
73 08	電子基準点		
73 11	標石を有しない標高点		
73 12	図化機測定による標高点		
81 99	指示点		

13.注記(1)

注)図形分類の網掛けの項目は、国土交通省公共測量作業規程の「デジタルマッピング取得分類基準表」にないもの、異なるもの。

図形分類	名 称	データ取得基準	適 用
71 01	等高線(計曲線)	横列表示の場合は文字列の第一文字の左下の位置を、縦列表示の場合は文字列の第一文字の左上位置を取得	
71 02	等高線(主曲線)		
71 03	等高線(補助曲線)		
71 05	凹地(計曲線)		
71 06	凹地(主曲線)		
71 07	凹地(補助曲線)		
73 01	三角点		
73 02	水準点		
73 03	多角点		
73 04	公共基準点(三角点)		
73 05	公共基準点(水準点)		
73 08	電子基準点		
73 11	標石を有しない標高点		
73 12	図化標高点		
81 10	郡市・東京都の区名		
81 11	町村名		
81 12	市・町・村の飛地名		
81 14	大字・町(丁)名		町(丁)名は大字に対応するもの
81 15	小字名		大字界が大きく、居住地を表記する上で必要とされるもの
81 16	通り名		新交通及びモノレールも含む
81 21	道路の路線名		
81 22	坂・峠・道路施設・インターチェンジ等の名称		
81 23	鉄道の路線名		
81 24	操車場・信号所・鉄道施設名		
81 25	橋名		
81 26	トンネル名		
81 31	一般の建物名		
81 32	病院建物名		
81 33	警察建物名		
81 34	消防建物名		
81 35	郵便建物名		
81 36	駅舎建物名		
81 37	役所建物名		
81 38	学校建物名		

13.注記 (2)

注)図形分類の網掛けの項目は、国土交通省公共測量作業規程の「デジタルマッピング取得分類基準表」にないもの、異なるもの。

図形分類	名 称	データ取得基準	適 用
81 39	NTT等通信事業会社建物名		電波塔等通信施設を伴うもの(販売店等は除く)
81 42	小物体名称		
81 51	水部(河川・湖・池・港)名称		
81 52	水部に関する構造物		
81 62	場地名		
81 63	植生名		
81 71	山地名		
81 81	説明注記		